

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年3月11日
【届出者の氏名又は名称】	株式会社北洋銀行
【届出者の住所又は所在地】	北海道札幌市中央区大通西3丁目7番地
【最寄りの連絡場所】	北海道札幌市中央区大通西3丁目7番地
【電話番号】	(011) 261-1311 (代表)
【事務連絡者氏名】	常務執行役員経営企画部長 野際 卓司
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社北洋銀行東京支店 (東京都千代田区大手町1丁目7番2号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 証券会員制法人札幌証券取引所 (北海道札幌市中央区南1条西5丁目14番地の1)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社北洋銀行をいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、キャリアバンク株式会社をいいます。
- (注3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切り捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注7) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注9) 本書の提出に係る公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。

1【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

2026年3月4日付で提出いたしました公開買付届出書及びその添付書類である同日付公開買付開始公告につきまして、公開買付者が、公正取引委員会から2026年3月5日付で私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）第11条第1項ただし書の規定に基づく認可を取得したこと、及び、金融庁長官から2026年3月5日付で銀行法（昭和56年法律第59号。その後の改正を含みます。）第16条の2第4項に基づく認可を取得したことから、記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたこと、及び、相続人らが、相続人ら応募合意株式以外に対象者株式を所有していたことが判明したことに伴い記載事項の一部に訂正すべき事項があったことから、これを訂正するとともに、関連する添付書類を追加するため、法第27条の8第1項及び第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

2【訂正事項】

I 公開買付届出書

第1 公開買付要項

3 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

(6) 本公開買付けに係る重要な合意

① 本応募契約

6 株券等の取得に関する許可等

(2) 根拠法令

① 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）

② 銀行法

(3) 許可等の日付及び番号

① 独占禁止法

② 銀行法

11 その他買付け等の条件及び方法

(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

II 公開買付届出書の添付書類

3【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

I 公開買付届出書

第1【公開買付要項】

3【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

(訂正前)

<前略>

本公開買付けに際して、公開買付者は、2026年3月3日付で、対象者の元代表取締役社長であり、対象者の筆頭株主（2025年11月30日現在。以下、株主順位の記載について同じです。）として対象者株式を386,700株（所有割合：38.94%）所有していた旨が対象者の2025年11月30日付株主名簿に記載されていた故佐藤良雄氏（2025年10月16日逝去）（以下「故佐藤氏」といいます。）の相続人である佐藤佳寿子氏（所有株式数：154,680株、所有割合：15.58%）、佐藤良洋氏（所有株式数：116,010株、所有割合：11.68%）及び佐藤舞氏（所有株式数：116,010株、所有割合：11.68%）（以下、佐藤佳寿子氏、佐藤良洋氏及び佐藤舞氏を総称して「相続人ら」といいます。）との間で、相続人らが所有する対象者株式（合計で386,700株、所有割合：38.94%、以下「相続人ら応募合意株式」といいます。）について、本公開買付けに応募する旨の公開買付応募契約（以下「相続人ら応募契約」といいます。）をそれぞれ締結しております。また、公開買付者は、2026年3月3日付で、対象者の第2位（注2）株主であり、故佐藤氏の資産管理会社であった株式会社エス・ジー・シー（所有株式数：103,900株、所有割合：10.46%）及び第4位株主であり、故佐藤氏の資産管理会社であった株式会社SATO-INVESTMENT（所有株式数：36,800株、所有割合：3.71%。以下、株式会社エス・ジー・シーと併せて、「その他応募合意株主」といい、相続人ら及びその他応募合意株主を総称して「本応募合意株主」といいます。）との間で、その他応募合意株主が所有する対象者株式（合計で140,700株、所有割合：14.17%、以下「その他応募合意株式」といい、相続人ら応募合意株式及びその他応募合意株式を総称して「本応募合意株式」といいます。合計で527,400株、所有割合：53.11%。）について、本公開買付けに応募する旨の公開買付応募契約（以下「その他応募契約」といい、相続人ら応募契約及びその他応募契約を総称して「本応募契約」といいます。）をそれぞれ締結しております。なお、本応募契約の詳細については、下記「(6) 本公開買付けに係る重要な合意」をご参照ください。

（注2） 対象者の株主の順位に関しては、対象者半期報告書の「第一部 企業情報」の「第3 提出会社の状況」の「1 株式等の状況」の「(5) 大株主の状況」に記載の株式数を元に記載しています。

<後略>

(訂正後)

<前略>

本公開買付けに際して、公開買付者は、2026年3月3日付で、対象者の元代表取締役社長であり、対象者の筆頭株主（2025年11月30日現在。以下、株主順位の記載について同じです。）として対象者株式を386,700株（所有割合：38.94%）所有していた旨が対象者の2025年11月30日付株主名簿に記載されていた故佐藤良雄氏（2025年10月16日逝去）（以下「故佐藤氏」といいます。）の相続人である佐藤佳寿子氏（所有株式数：155,080株、所有割合：15.62%）、佐藤良洋氏（所有株式数：117,610株、所有割合：11.84%）及び佐藤舞氏（所有株式数：116,410株、所有割合：11.72%）（以下、佐藤佳寿子氏、佐藤良洋氏及び佐藤舞氏を総称して「相続人ら」といいます。）との間で、相続人らが所有する対象者株式（合計で389,100株、所有割合：39.18%）のうち、相続人らが相続予定である対象者株式（佐藤佳寿子氏：154,680株（所有割合：15.58%）、佐藤良洋氏：116,010株（所有割合：11.68%）、佐藤舞氏：116,010株（所有割合：11.68%）、合計で386,700株（所有割合：38.94%）、以下「相続人ら応募合意株式」といいます。なお、相続人らが所有している、相続人ら応募合意株式以外の対象者株式については、相続人らとの間で協議、合意している事項はございません。）について、本公開買付けに応募する旨の公開買付応募契約（以下「相続人ら応募契約」といいます。）をそれぞれ締結しております。また、公開買付者は、2026年3月3日付で、対象者の第2位（注2）株主であり、故佐藤氏の資産管理会社であった株式会社エス・ジー・シー（所有株式数：103,900株、所有割合：10.46%）及び第4位株主であり、故佐藤氏の資産管理会社であった株式会社SATO-INVESTMENT（所有株式数：36,800株、所有割合：3.71%。以下、株式会社エス・ジー・シーと併せて、「その他応募合意株主」といい、相続人ら及びその他応募合意株主を総称して「本応募合意株主」といいます。）との間で、その他応募合意株主が所有する対象者株式（合計で140,700株、所有割合：14.17%、以下「その他応募合意株式」といい、相続人ら応募合意株式及びその他応募合意株式を総称して「本応募合意株式」といいます。合計で527,400株、所有割合：53.11%。）について、本公開買付けに応募する旨の公開買付応募契約（以下「その他応募契約」といい、相続人ら応募契約及びその他応募契約を総称して「本応募契約」といいます。）をそれぞれ締結しております。なお、本応募契約の詳細については、下記「(6) 本公開買付けに係る重要な合意」をご参照ください。

（注2） 対象者の株主の順位に関しては、対象者半期報告書の「第一部 企業情報」の「第3 提出会社の状況」の「1 株式等の状況」の「(5) 大株主の状況」に記載の株式数を元に記載しています。

<後略>

(6) 本公開買付けに係る重要な合意

① 本応募契約

(訂正前)

上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けの実施にあたり、公開買付者は、2026年3月3日付で、本応募合意株主それぞれとの間で、以下の内容を含む本応募契約を締結し、それぞれが所有する対象者株式（合計で527,400株、所有割合：53.11%）の全てを本公開買付けに応募するものとし、応募後はこれを撤回しない旨を合意しております。

<後略>

(訂正後)

上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けの実施にあたり、公開買付者は、2026年3月3日付で、本応募合意株主それぞれとの間で、以下の内容を含む本応募契約を締結し、それぞれが所有する本応募合意株式（合計で527,400株、所有割合：53.11%）の全てを本公開買付けに応募するものとし、応募後はこれを撤回しない旨を合意しております。

<後略>

6 【株券等の取得に関する許可等】

(2) 【根拠法令】

- ① 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）

(訂正前)

公開買付者は、銀行法（昭和56年法律第59号。その後の改正を含みます。）第2条第1項で定義される銀行であり、同条第2項で定義される銀行業を営む会社であるため、対象者の議決権をその総株主の議決権の100分の5を超えて取得することとなる本公開買付けによる対象者株式の取得（以下「本株式取得」といいます。）については、公開買付者が、独占禁止法第11条第1項ただし書により、あらかじめ本株式取得に関して公正取引委員会の認可（以下「本認可①」といいます。）を受けることが必要となります。

公開買付者は、公正取引委員会に対して、2026年3月2日付で、本認可①の申請を行いました。公開買付期間の末日の前日までに本認可①を受けることができなかった場合、公正取引委員会から本認可①を受けたが、本認可①に公開買付者が同意できない条件が付されている場合、又は公開買付期間の末日の前日までに本認可①が取り消され若しくは撤回された場合には、下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第1項第4号に定める事情が発生した場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、公開買付者が公正取引委員会から本認可①を取得した場合は、公開買付者は、法第27条の8第2項の規定に基づき、直ちに訂正届出書を提出いたします。

(訂正後)

公開買付者は、銀行法（昭和56年法律第59号。その後の改正を含みます。）第2条第1項で定義される銀行であり、同条第2項で定義される銀行業を営む会社であるため、対象者の議決権をその総株主の議決権の100分の5を超えて取得することとなる本公開買付けによる対象者株式の取得（以下「本株式取得」といいます。）については、公開買付者が、独占禁止法第11条第1項ただし書により、あらかじめ本株式取得に関して公正取引委員会の認可（以下「本認可①」といいます。）を受けることが必要となります。

公開買付者は、公正取引委員会に対して、2026年3月2日付で、本認可①の申請を行いました。その後、2026年3月5日付で、本認可①を取得しております。公開買付期間の末日の前日までに本認可①が取り消され又は撤回された場合には、下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第1項第4号に定める事情が発生した場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本認可①には公開買付者が同意できない条件は付されていません。

② 銀行法

(訂正前)

公開買付者は、銀行法第2条第1項で定義される銀行であり、対象者並びにその子会社である株式会社ジャパンランゲージ及び株式会社セールスアウトソーシングは、いずれも他業銀行業高度化等会社（同法第16条の2第1項第15号）に該当します。本株式取得により対象者は公開買付者の銀行法第2条第8項に定義される子会社に該当することとなるところ、公開買付者が単独又はその子会社（銀行法第2条第8項に定義される子会社をいいます。）と合算して、対象者並びに株式会社ジャパンランゲージ及び株式会社セールスアウトソーシングの基準議決権数（同法第16条の4第1項で定義される総株主等の議決権の100分の5を乗じて得た議決権の数をいいます。）を超える議決権を取得することとなる本株式取得については、公開買付者が、同法第16条の2第4項により、あらかじめ金融庁長官の認可（以下、総称して「本認可②」といいます。）を受けることが必要となります。

金融庁による本認可②の申請の標準処理期間は2ヶ月とされているところ（銀行法施行規則（昭和57年大蔵省令第10号。その後の改正を含みます。）第40条第1項第1号）、公開買付者は、本株式取得に関して、2026年2月27日付で、本認可②の正式申請を行いました。公開買付期間の末日の前日までに本認可②を受けることができなかった場合、金融庁長官から本認可②を受けたが、本認可②に公開買付者が同意できない条件（銀行法第54条に規定される条件をいいます。）が付されている場合、又は公開買付期間の末日の前日までに本認可②が取り消され若しくは撤回された場合には、下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第1項第4号に定める事情が発生した場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、公開買付者が金融庁長官から本認可②を取得した場合は、公開買付者は、法第27条の8第2項の規定に基づき、直ちに訂正届出書を提出いたします。

(訂正後)

公開買付者は、銀行法第2条第1項で定義される銀行であり、対象者並びにその子会社である株式会社ジャパンランゲージ及び株式会社セールスアウトソーシングは、いずれも他業銀行業高度化等会社（同法第16条の2第1項第15号）に該当します。本株式取得により対象者は公開買付者の銀行法第2条第8項に定義される子会社に該当することとなるところ、公開買付者が単独又はその子会社（銀行法第2条第8項に定義される子会社をいいます。）と合算して、対象者並びに株式会社ジャパンランゲージ及び株式会社セールスアウトソーシングの基準議決権数（同法第16条の4第1項で定義される総株主等の議決権の100分の5を乗じて得た議決権の数をいいます。）を超える議決権を取得することとなる本株式取得については、公開買付者が、同法第16条の2第4項により、あらかじめ金融庁長官の認可（以下、総称して「本認可②」といいます。）を受けることが必要となります。

金融庁による本認可②の申請の標準処理期間は2ヶ月とされているところ（銀行法施行規則（昭和57年大蔵省令第10号。その後の改正を含みます。）第40条第1項第1号）、公開買付者は、本株式取得に関して、2026年2月27日付で、本認可②の正式申請を行いました。その後、金融庁長官から、2026年3月5日付で、本認可②を取得しております。公開買付期間の末日の前日までに本認可②が取り消され又は撤回された場合には、下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第1項第4号に定める事情が発生した場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本認可②には公開買付者が同意できない条件は付されていません。

(3) 【許可等の日付及び番号】

① 独占禁止法

(訂正前)

該当事項はありません。

(訂正後)

許可等の日付 2026年3月5日

許可等の番号 公北総第45号

② 銀行法

(訂正前)

該当事項はありません。

(訂正後)

許可等の日付 2026年3月5日

許可等の番号 金監督第576号

許可等の番号 金監督第577号

許可等の番号 金監督第578号

1 1 【その他買付け等の条件及び方法】

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

(訂正前)

<前略>

また、上記「6 株券等の取得に関する許可等」の「(2) 根拠法令」に記載のとおり、公開買付期間の末日の前日までに本認可①若しくは本認可②を受けることができなかった場合、本認可①及び本認可②を受けたが、本認可①若しくは本認可②に公開買付者が同意できない条件（銀行法第54条に規定される条件をいいます。）が付されている場合、又は公開買付期間の末日の前日までに本認可①若しくは本認可②が取り消され若しくは撤回された場合には、令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

<後略>

(訂正後)

<前略>

また、上記「6 株券等の取得に関する許可等」の「(2) 根拠法令」に記載のとおり、公開買付期間の末日の前日までに本認可①若しくは本認可②が取り消され又は撤回された場合には、令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

<後略>

II 公開買付届出書の添付書類

(1) 2026年3月4日付公開買付開始公告

1. 公開買付けの目的

(訂正前)

<前略>

本公開買付けに際して、公開買付者は、2026年3月3日付で、対象者の元代表取締役社長であり、対象者の筆頭株主（2025年11月30日現在。以下、株主順位の記載について同じです。）として対象者株式を386,700株（所有割合：38.94%）所有していた旨が対象者の2025年11月30日付株主名簿に記載されていた故佐藤良雄氏（2025年10月16日逝去）（以下「故佐藤氏」といいます。）の相続人である佐藤佳寿子氏（所有株式数：154,680株、所有割合：15.58%）、佐藤良洋氏（所有株式数：116,010株、所有割合：11.68%）及び佐藤舞氏（所有株式数：116,010株、所有割合：11.68%）（以下、佐藤佳寿子氏、佐藤良洋氏及び佐藤舞氏を総称して「相続人ら」といいます。）との間で、相続人らが所有する対象者株式（合計で386,700株、所有割合：38.94%）について、本公開買付けに応募する旨の公開買付応募契約をそれぞれ締結しております。また、公開買付者は、2026年3月3日付で、対象者の第2位（注2）株主であり、故佐藤氏の資産管理会社であった株式会社エス・ジー・シー（所有株式数：103,900株、所有割合：10.46%）及び第4位株主であり、故佐藤氏の資産管理会社であった株式会社S A T O - I N V E S T M E N T（所有株式数：36,800株、所有割合：3.71%。以下、株式会社エス・ジー・シーと併せて、「その他応募合意株主」といいます。）との間で、その他応募合意株主が所有する対象者株式（合計で140,700株、所有割合：14.17%）について、本公開買付けに応募する旨の公開買付応募契約をそれぞれ締結しております。

（注2） 対象者の株主の順位に関しては、対象者半期報告書の「第一部 企業情報」の「第3 提出会社の状況」の「1 株式等の状況」の「(5) 大株主の状況」に記載の株式数を元に記載しています。

<後略>

(訂正後)

<前略>

本公開買付けに際して、公開買付者は、2026年3月3日付で、対象者の元代表取締役社長であり、対象者の筆頭株主（2025年11月30日現在。以下、株主順位の記載について同じです。）として対象者株式を386,700株（所有割合：38.94%）所有していた旨が対象者の2025年11月30日付株主名簿に記載されていた故佐藤良雄氏（2025年10月16日逝去）（以下「故佐藤氏」といいます。）の相続人である佐藤佳寿子氏（所有株式数：155,080株、所有割合：15.62%）、佐藤良洋氏（所有株式数：117,610株、所有割合：11.84%）及び佐藤舞氏（所有株式数：116,410株、所有割合：11.72%）（以下、佐藤佳寿子氏、佐藤良洋氏及び佐藤舞氏を総称して「相続人ら」といいます。）との間で、相続人らが所有する対象者株式（合計で389,100株、所有割合：39.18%）のうち、相続人らが相続予定である対象者株式（佐藤佳寿子氏：154,680株（所有割合：15.58%）、佐藤良洋氏：116,010株（所有割合：11.68%）、佐藤舞氏：116,010株（所有割合：11.68%）、合計で386,700株（所有割合：38.94%）、以下「相続人ら応募合意株式」といいます。なお、相続人らが所有している、相続人ら応募合意株式以外の対象者株式については、相続人らとの間で協議、合意している事項はございません。）について、本公開買付けに応募する旨の公開買付応募契約をそれぞれ締結しております。また、公開買付者は、2026年3月3日付で、対象者の第2位（注2）株主であり、故佐藤氏の資産管理会社であった株式会社エス・ジー・シー（所有株式数：103,900株、所有割合：10.46%）及び第4位株主であり、故佐藤氏の資産管理会社であった株式会社S A T O - I N V E S T M E N T（所有株式数：36,800株、所有割合：3.71%。以下、株式会社エス・ジー・シーと併せて、「その他応募合意株主」といいます。）との間で、その他応募合意株主が所有する対象者株式（合計で140,700株、所有割合：14.17%）について、本公開買付けに応募する旨の公開買付応募契約をそれぞれ締結しております。

（注2） 対象者の株主の順位に関しては、対象者半期報告書の「第一部 企業情報」の「第3 提出会社の状況」の「1 株式等の状況」の「(5) 大株主の状況」に記載の株式数を元に記載しています。

<後略>

2. 公開買付けの内容

(11) その他買付け等の条件及び方法

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

(訂正前)

<前略>

公開買付け期間の末日の前日までに①私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）第11条第1項ただし書による公正取引委員会の認可（以下「本認可①」といいます。公開買付者は、銀行法（昭和56年法律第59号。その後の改正を含みます。以下「銀行法」といいます。）第2条第1項で定義される銀行であり、同条第2項で定義される銀行業を営む会社であるため、対象者の議決権をその総株主の議決権の100分の5を超えて取得することとなる本公開買付けによる対象者株式の取得（以下「本株式取得」といいます。）については、公開買付者が、独占禁止法第11条第1項ただし書により、あらかじめ本株式取得に関して公正取引委員会の認可を受けることが必要となります。）若しくは②銀行法第16条の2第4項による金融庁長官の認可（以下「本認可②」といいます。公開買付者は、銀行法第2条第1項で定義される銀行であり、対象者並びにその子会社である株式会社ジャパンランゲージ及び株式会社セールスアウトソーシングは、他業銀行業高度化等会社（同法第16条の2第1項第15号）に該当します。本株式取得により対象者は公開買付者の銀行法第2条第8項に定義される子会社に該当することとなるところ、公開買付者が単独又はその子会社（銀行法第2条第8項に定義される子会社をいいます。）と合算して、対象者並びに株式会社ジャパンランゲージ及び株式会社セールスアウトソーシングの基準議決権数（同法第16条の4第1項で定義される総株主等の議決権の100分の5を乗じて得た議決権の数をいいます。）を超える議決権を取得することとなる本株式取得については、公開買付者が、同法第16条の2第4項により、あらかじめ金融庁長官の認可を受けることが必要となります。）を受けることができなかった場合、本認可①及び本認可②を受けたが、本認可①若しくは本認可②に公開買付者が同意できない条件（銀行法第54条に規定される条件をいいます。）が付されている場合、又は公開買付け期間の末日の前日までに本認可①若しくは本認可②が取り消され若しくは撤回された場合には、令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

<後略>

(訂正後)

<前略>

公開買付け期間の末日の前日までに①私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）第11条第1項ただし書による公正取引委員会の認可（本書において「本認可①」といいます。公開買付者は、銀行法（昭和56年法律第59号。その後の改正を含みます。以下「銀行法」といいます。）第2条第1項で定義される銀行であり、同条第2項で定義される銀行業を営む会社であるため、対象者の議決権をその総株主の議決権の100分の5を超えて取得することとなる本公開買付けによる対象者株式の取得（以下「本株式取得」といいます。）については、公開買付者が、独占禁止法第11条第1項ただし書により、あらかじめ本株式取得に関して公正取引委員会の認可を受けることが必要となります。）又は②銀行法第16条の2第4項による金融庁長官の認可（本書において「本認可②」といいます。公開買付者は、銀行法第2条第1項で定義される銀行であり、対象者並びにその子会社である株式会社ジャパンランゲージ及び株式会社セールスアウトソーシングは、他業銀行業高度化等会社（同法第16条の2第1項第15号）に該当します。本株式取得により対象者は公開買付者の銀行法第2条第8項に定義される子会社に該当することとなるところ、公開買付者が単独又はその子会社（銀行法第2条第8項に定義される子会社をいいます。）と合算して、対象者並びに株式会社ジャパンランゲージ及び株式会社セールスアウトソーシングの基準議決権数（同法第16条の4第1項で定義される総株主等の議決権の100分の5を乗じて得た議決権の数をいいます。）を超える議決権を取得することとなる本株式取得については、公開買付者が、同法第16条の2第4項により、あらかじめ金融庁長官の認可を受けることが必要となります。）が取り消され又は撤回された場合には、令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

<後略>

(2) 府令第13条第1項第9号の規定による書面

公開買付者は、公正取引委員会から独占禁止法第11条第1項ただし書に基づく認可を取得したため、府令第13条第1項第9号の規定による書面として、公正取引委員会から受領した2026年3月5日付の認可書を本書に添付いたします。

また、公開買付者は、金融庁長官から銀行法第16条の2第4項に基づく認可を取得したため、府令第13条第1項第9号の規定による書面として、金融庁長官から受領した2026年3月5日付の認可書を本書に添付いたします。